

第3章

プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

男女共同参画社会は、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女がお互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、第2次プランでは、第1次プランの基本的な考え方を継承するとともに、社会情勢の変化や新たな課題に対応した取り組みを進めていくために、以下の基本理念を設定します。

基本理念

**みんなが認め合う
男女共同参画社会をめざして**

2 プランの基本目標

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会の認識を市民へ浸透するとともに、固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー（社会的・文化的性別）への気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させるため、情報提供や学習の機会の拡充を図ります。

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野において、多様な価値観や新しい発想が取り入れられるよう、これまでの男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望むかたちでとれることが重要です。このため、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

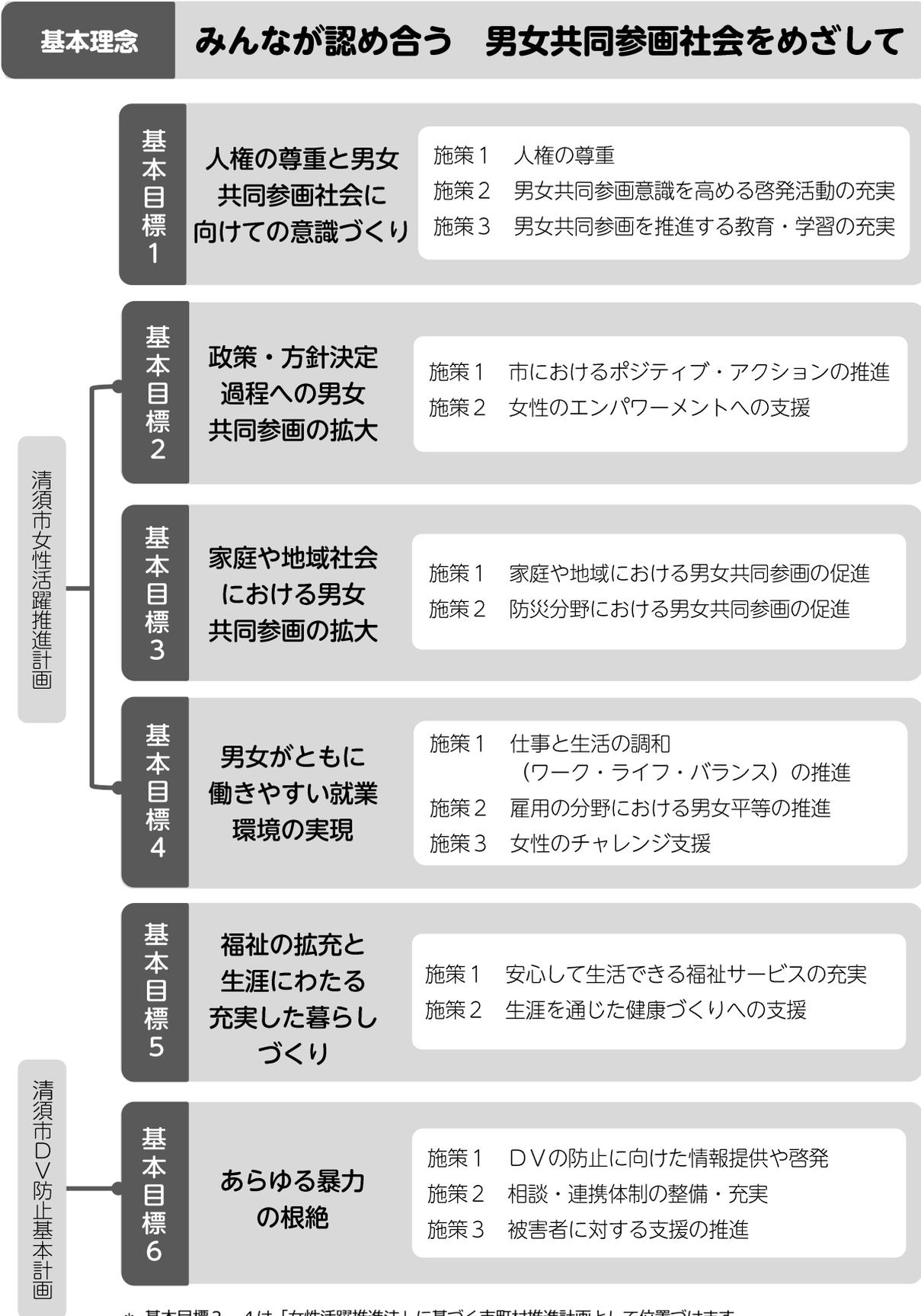
基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

身体的性差によって生じるさまざまな心身の問題に対し、男女が互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供や暮らしの支援を充実し、生涯にわたり安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

本市におけるDV防止基本計画として位置づけ、DVなどあらゆる暴力の根絶、被害者支援、自立支援等の総合的な対策を進めます。また、児童虐待防止対策も含め、関係機関との連携を強化します。

3 施策の体系



* 基本目標 2、4 は「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけます。

* 基本目標 6 は「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。